

働き方改革推進支援事業の取り組みのご報告

令和5年7月21日(金)～令和6年1月31日(水)の期間において、希望のあった組合員に社会保険労務士を派遣し、下記の通り働き方改革支援事業に取り組んでまいりました。

1. 支援期間：令和5年7月21日(金)～令和6年1月31日(水)
2. 支援対象：組合員様各社
3. 取組実施回数：2回
4. 支援費用：厚生労働省 働き方改革推進支援助成金
5. 支援方法：相談窓口の設置（巡回指導）
6. 取組内容：
 - ① 「時間外労働の上限規制」についての説明
 - ② 令和6年4月から労働条件明示のルール改正についての説明
 - ③ 60時間を超える時間外労働の割増賃金値上げに伴う、就業規則および賃金規程の見直し
 - ④ その他 法改正や環境の変化に対応した相談

「時間外労働の上限規制」が2024年4月より適用となり、長時間労働解消に向けた取り組みが必要となってきます。

引き続き社会保険労務士に個別の相談を希望される組合員様におかれましては、事務局までお気軽にご連絡ください。